

議員提出議案第 1 号

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

川越市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

提出者	川越市議会議員	小ノ澤	哲也
賛成者	同	栗原	瑞治
	同	加藤	みなこ
	同	倉嶋	真史
	同	嶋田	弘二
	同	海沼	秀幸
	同	小高	浩行
	同	小林	薫
	同	柿田	有一
	同	高橋	剛

川越市議会会議規則の一部を改正する規則

川越市議会会議規則（昭和41年市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子採決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによつて表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。次項において同じ。）により表決を採ることができる。
- 4 前項の規定により電子採決システムによる表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

電子採決システムにより表決を採ることができるようにするため、このように措置する必要がある。

議員提出議案第 1 号 参考資料

川越市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照

改	正	案	現	行
	(起立等による表決)		(起立 による表決)	
	第 7 0 条 議長が表決を <u>採ろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第 7 0 条 議長が表決を <u>採ろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第 7 0 条 議長が表決を <u>とろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	
	2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採らなければならない</u> 。	2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採らなければならない</u> 。	2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>とらなければならない</u> 。	
	3 第 1 項及び第 7 6 条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子採決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによつて表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。次項において同じ。）により表決を <u>採ること</u> ができる。	3 第 1 項及び第 7 6 条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子採決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによつて表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。次項において同じ。）により表決を <u>採ること</u> ができる。		
	4 前項の規定により電子採決システムによる表決を <u>採る</u> 場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければ <u>ならない</u> 。	4 前項の規定により電子採決システムによる表決を <u>採る</u> 場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければ <u>ならない</u> 。		